

ページ ID を  
ご活用ください！

広報やずに掲載している情報は、町ホームページでより詳細な内容をご覧いただけます。ホームページの「検索」からページ ID 検索窓に7桁の数字を入力すると、目的のページにジャンプします。

## 財政状況（下半期）をお知らせします

下半期：令和7年10月1日から  
令和8年3月31日まで

・歳入歳出予算の執行状況について（令和7年10月1日～令和8年3月31日）（単位：千円、%）

区分	予算現額	収入済額	執行率	支出済額	執行率
一般会計	14,871,416	12,468,795	83.8	11,543,645	77.6
国民健康保険特別会計	1,812,644	1,832,052	101.0	1,626,129	89.7
介護保険特別会計	2,446,224	2,440,987	99.7	2,035,981	83.2
宅地造成特別会計	466	467	100.2	198	42.4
墓地事業特別会計	1,984	2,000	100.8	228	11.4
後期高齢者医療特別会計	299,619	296,741	99.0	287,743	96.0
上私都財産区特別会計	5,300	5,614	105.9	151	2.8
市場、覚王寺財産区特別会計	400	721	180.2	9	2.2
上津黒、下津黒財産区特別会計	7,000	7,366	105.2	0	0.0
篠波財産区特別会計	16,016	16,037	100.1	40	0.2
大江財産区特別会計	5,000	12,166	243.3	240	4.8
計	19,466,069	17,082,946	87.7	15,494,364	79.5

・公営企業会計（単位：千円、%）

区分	収入			支出		
	予算現額	収入済額	執行率	予算現額	支出済額	執行率
簡易水道事業会計	405,251	411,376	101.5	487,710	464,827	95.3
下水道等事業会計	1,639,668	1,590,651	97.0	1,637,652	1,535,251	93.7

※収支の不足分は当年度損益勘定留保資金、当年度利益剰余金処分額及び引継現金により補てんします。

・町民1人あたりの各種税金等の負担額

①町民税 39,816円	②固定資産税 38,510円	③軽自動車税 5,331円	④町たばこ税 5,410円	⑤国民健康保険税 81,310円	⑥介護保険料 73,052円
-----------------	-------------------	------------------	------------------	---------------------	-------------------

一人当たり負担額は①～④については、収入済額を住民基本台帳人口15,085人で除した数。⑤については収入済額を被保険者数3,054人で除した数。⑥については収入済額を第1号被保険者5,872人で除した数。

・会計別基金（町の貯金）現在高の状況

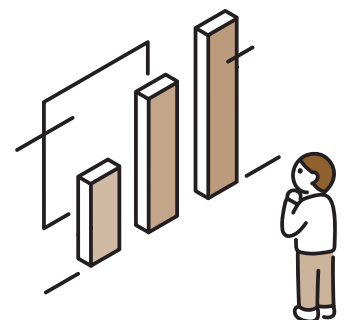
（単位：千円）

区分	現在高
一般会計	6,961,586
国民健康保険特別会計	122,000
簡易水道事業会計	56,230
介護保険特別会計	351,208
宅地造成特別会計	2,907
墓地事業特別会計	5,599
計	7,499,530

・会計別地方債（町の借金）現在高の状況

（単位：千円）

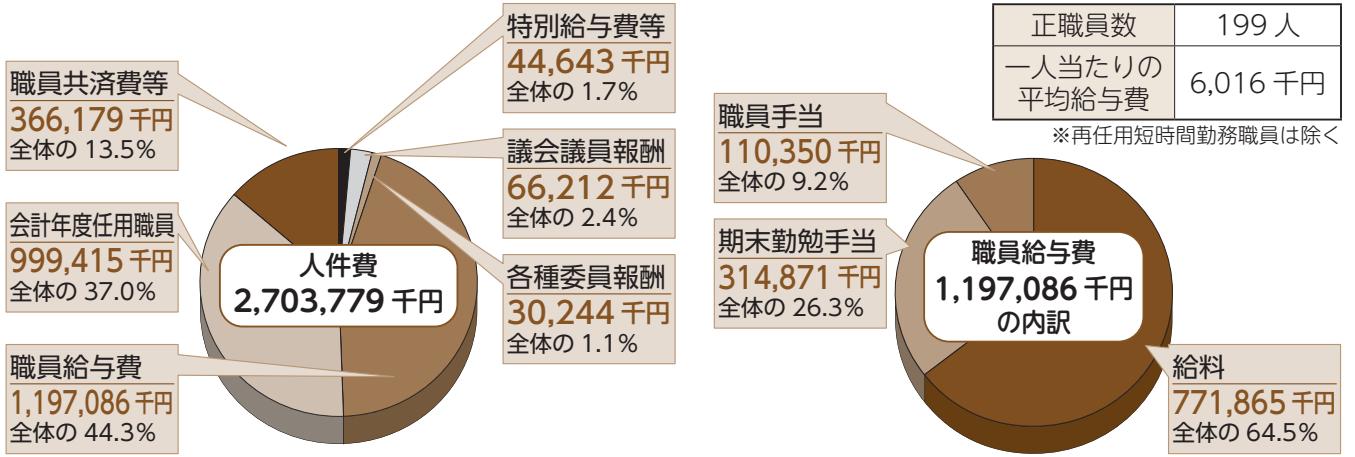
区分	現在高
一般会計	11,742,439
簡易水道事業会計	653,217
下水道等事業会計	2,674,433
宅地造成特別会計	1,361
計	15,071,450



# 令和8年度人件費の概要をお知らせします

町職員の給与等は、地方自治法や地方公務員法に基づき、町議会での審議・議決を経て決定されています。行政運営の透明性と公平性を確保するため、令和8年度の職員給与や人件費の概要をお知らせします。

**一般会計当初予算の歳出額 121億4,000万円 のうち人件費は27億378万円です。**



## 人件費とは？

特別職の給与等、議員や各種委員の報酬等、会計年度任用職員の報酬等、一般職員の給与費等を加えた総額のことです。

## 給与とは？

「給料」に職員手当（主に扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当など）を併せたものです。「給与費」とは、「給与」に期末・勤勉手当を合わせたものです。

## ○町の職員などの給与や手当の概要を表にまとめました。

特別職の給料月額や職種別の平均給与、初任給、主な手当の内容などを一覧でご紹介します。

### ■特別職の給料月額など

区分	給料月額	区分	報酬月額
町長	802,000円	議長	329,000円
副町長	634,000円	副議長	252,000円
教育長	594,000円	委員長	244,000円
		議員	237,000円

※上記に加え、1.75月分の割合等で期末手当も支給されます。

### ■職種別平均給料・給与月額及び平均年齢

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	323,603円	348,926円	42.9歳
技能職	310,000円	319,580円	45.3歳

### ■学歴別初任給

区分	初任給
一般行政職	大学卒 225,600円
	高校卒 200,300円

※「初任給」は、令和8年4月採用者で、採用前に民間企業などに勤務した経験のない者の給料月額です。

### ■主な職員手当の状況

手当名	内容
扶養手当	①子…月額13,000円/人 ②上記以外の者…月額6,500円/人 ③15歳に達する日後の最初の4月から22歳に達する日後の最初の3月までの間にある子…月額5,000円/人加算
住居手当	①月額16,000円を超える家賃を支払って借家等に居住する職員…家賃の額に応じ月額最高28,000円まで
通勤手当	①公共交通機関などの利用者…運賃などの額が月額150,000円以下は全額 ②自動車などの使用者…距離に応じて月額2,000円から66,400円、駐車場料金に応じ月額最高5,000円まで
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康、困難な勤務などに従事したときに支給
期末・勤勉手当	期末手当 2.525月分、勤勉手当2.125月分 ※一般職員の支給割合
管理職手当	課長等 34,000円、42,000円、52,500円 保育所長 34,000円を毎月支給

# 大雨や洪水が起きやすい出水期に備える！

「自らの命は自らが守る」「みんなの力で地域を守る」  
いざという時に慌てないため、今できる備えを確認しましょう！

## ◇あの時を忘れないために

これから迎える出水期（6月～10月）は、梅雨前線や台風などによる大雨災害への備えが特に重要な時期です。

令和5年8月の台風第7号では、町内でも大きな被害が発生し、八頭町で初めて「緊急安全確保」が発令されました。

「まだ大丈夫」と思わず、日頃から備えを進め、早めの避難を心がけましょう。



## 👁️ まずは確認 我が家の災害リスク

全戸配布している「八頭町防災マップ」で、自宅や周辺の危険性を確認しましょう。

### 確認したいポイント

#### ■ 洪水浸水想定区域に入っていますか？

浸水深が0.5 m以上想定される場合は、立退き避難が必要になります。

#### ■ 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていますか？

河川の状況や避難情報に応じ、早めの避難が必要です。

#### ■ 土砂災害（特別）警戒区域に入っていますか？

避難情報が出た場合は、速やかに避難しましょう。



## 👁️ 家族で確認！ 避難先・避難経路

- ・避難所まで実際に歩いてみる
- ・夜間や大雨時に危険な場所（水路・側溝など）を確認する
- ・親戚や知人宅など、安全な場所への避難も考えておく

“どこへ逃げるか”だけでなく、“どう逃げるか”まで確認しておくことが大切です。

## 避難で大切なこと

### 「警戒レベル4まで」に避難！

危険区域に住んでいる方は、警戒レベル4までに必ず避難してください。「避難しようと思った時には、もう危険だった」というケースも少なくありません。早めの行動が命を守ります。

# いつ逃げる？ レベルで判断！

— 5月29日から新たな防災気象情報が運用開始されました —

大雨や河川の氾濫、土砂災害などの危険度を、より分かりやすく伝えるため、防災気象情報の運用が変わりました。これまで、「警戒レベル」と「気象情報」の関係が分かりにくいという課題がありましたが、新たに情報名へ「レベル」が付けられるなど、避難の判断がしやすくなりました。

### 主な変更点

- ・警報・注意報に「レベル」が表示されます
- ・河川氾濫の危険度の伝え方が変わります
- ・「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

問い合わせ 総務課防災室 ☎ 76-0203

# ■ ■ 年金からの住民税特別徴収制度のご案内 ■ ■

65歳以上の方の公的年金所得にかかる住民税は、「年金特別徴収制度」により、年金から差し引いて納付いただけます。対象となる方や、年金以外に所得がある場合の納付方法についてご案内します。

**問い合わせ** 税務課 ☎ 76-0204

## ●すでに年金特別徴収の方

### 仮徴収【4月・6月・8月】

前年度の年税額の半分を、3回に分けて差し引きます。

### 本徴収【10月・12月・2月】

今年度の年税額から仮徴収分を差し引いた残額を、3回に分けて差し引きます。

<例>住民税が6万円（年金所得のみ）で、前年度の住民税も6万円の場合

継続者	年金からの特別徴収（天引き）					
	仮徴収			本徴収		
納付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
算出方法	(前年度分の年税額 ÷ 2) ÷ 3			(年税額 - 仮徴収額) ÷ 3		

## ●新たに65歳になられた方

### 普通徴収【6月・8月】

納付書または口座振替で納付します。

### 特別徴収【10月・12月・2月】

年税額の残りを、年金から差し引きます

<例>住民税が6万円（年金所得のみ）の場合

新規者	納付書納付又は口座振替（普通徴収）			年金からの特別徴収（天引き）		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	-	15,000	15,000	10,000	10,000	10,000
算出方法	-	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

## ●年金以外にも所得がある方

給与所得や農業所得など、年金以外の所得にかかる住民税は、給与天引き（給与特別徴収）または納付書など（普通徴収）で納付いただけます。

## ●年金所得と給与所得の両方がある方

**65歳以上** 年金所得分は「年金特別徴収」、給与所得分は「給与特別徴収」となります。

※不動産所得などがある場合は、普通徴収となる場合があります。

**65歳未満** 年金所得分の住民税を、給与特別徴収に合算して納付できます。

## 住民税の徴収方法 まとめ

	普通徴収	給与特別徴収	年金特別徴収
対象者	農業や自営業など給与所得以外の方	事業所にお勤めの給与所得者	65歳以上の公的年金受給者
納付者	納税義務者	事業主（給与支払者）	公的年金の支払者
納め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>役場から送付する納付書または口座振替によって納めていただきます。</li> <li>納期は4期（6、8、10、1月）に分かれています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月の給与から天引きされます。</li> <li>年税額を年12回に分割した金額が1か月あたりの金額です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的年金から天引きされます。</li> <li>介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険税（一部の方）と共通の納付方法です。</li> </ul>

### △◇◇ 教育委員に選任されました ◇◇△

教育委員の任期満了に伴い、西川奈緒美さん（日下部）が議会の同意を得て教育委員に任命されました。任期は令和8年5月3日～令和12年5月2日までの4年間です。

また、4月14日に開催された定例教育委員会において、教育長職務代理者に小林傳委員が選任されました。



西川 奈緒美 委員



小林 傳 委員

### ◇◇◇ 固定資産評価審査委員に選任されました ◇◇◇

固定資産評価審査委員の任期満了に伴い、松本大司さん（郡家・新任）、歳岡誠司さん（船岡・再任）、小林春美さん（八東・再任）の3名が、議会の同意を得て、委員に選任されました。

また、委員の互選により、松本大司さんが委員長に選任されました。任期は、令和8年5月13日～令和11年5月12日までの3年間です。



松本 大司 委員



歳岡 誠司 委員



小林 春美 委員